

頁	改訂後	改訂前	摘要
設-4	<p>設計業務等共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 第1109条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、以下の4、5のいずれかの方法により、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>4. 受注者は、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、受注・変更・完了時に業務実績情報について、受注時は契約後、閉庁日除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、登録機関に登録申請しなければならない。 （参照：H21.8.3付21建企第281号 コリンズ・テクリスの登録システムの運用について）</p>	<p>設計業務等共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 第1109条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	

頁	改訂後	改訂前	摘要
設-8	<p>第1129条 守秘義務</p> <p>5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。</p>	<p>第1129条 守秘義務</p> <p>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。</p>	
設-14～	主要技術基準及び参考図書		
	〔1〕 共通	〔1〕 共通	
	1～2 2 省略	1～2 3 省略	
	23 2012年制定 コンクリート標準示方書【施工編】 土木学会	23 2007年制定 コンクリート標準示方書【施工編】 土木学会	
	2 4 省略	2 4 省略	
	25 2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】 土木学会	25 2007年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】 土木学会	
26 2013年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連基準】 + 【JIS規格集】 土木学会	26 2010年制定 コンクリート標準示方書【規準編】（2冊分） 土木学会		

長崎県土木設計（測量、調査）業務共通仕様書 改訂箇所一覧表 【改訂27.4.1】

頁	改訂後		改訂前		摘要
27	2013年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	27	2007年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会
28	2012年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	28	2007年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会
29	2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会		なし	
30～42 省略			28～41 省略		
43	グラウンドアンカ設計・施工基準、 同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	42	グラウンドアンカ設計・施工基準、 同解説(JGS4101-2000)	地盤工学会
44～72 省略			43～71 省略		
73	基準点測量製品仕様書（案） （詳細版）、（簡易版）	国土地理院	72	基準点測量製品仕様書（詳細版） 、（簡易版）	国土地理院
74	水準測量（新設・復旧）製品 仕様書（案）（詳細版）、 （簡易版）	国土地理院	73	水準測量（新設・復旧）製品 仕様書（詳細版）、（簡易版）	国土地理院
75	水準測量（改測・地盤変動） 製品仕様書（案）（詳細版） 、（簡易版）	国土地理院	74	水準測量（改測・地盤変動） 製品仕様書（詳細版）、（簡易版）	国土地理院
76～77 省略			75～76 省略		
78	路線測量製品仕様書（案）	国土地理院	77	路線測量製品仕様書	国土地理院
79	河川測量製品仕様書（案）	国土地理院	78	河川測量製品仕様書	国土地理院
80	用地測量製品仕様書（案）	国土地理院	79	用地測量製品仕様書	国土地理院
83	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国土地理院		なし	
84	GNSS測量による標高の測量マニュアル（案）	国土地理院		なし	

長崎県土木設計（測量、調査）業務共通仕様書 改訂箇所一覧表 【改訂27.4.1】

頁	改訂後		改訂前		摘要
85	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル(案)	国土地理院		なし	
86	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院		なし	
〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係			〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係		
1～16省略			1～16省略		
16	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	国土交通省	16	ダム・堰施設技術基準(案)改訂新盤	国土交通省
17～18省略			17～18省略		
19	ゲート用改変装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会		なし	
20	ゲート用改変装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会		なし	
21～32省略			19～30省略		
33	平成18年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課	31	平成18年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	リバーフロント整備センター
34	平成18年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課	32	平成18年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	ダム水源地環境整備センター
35～98省略			33～96省略		
99	浸水想定区域作成マニュアル(改訂版)	国土交通省		なし	
100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省		なし	
101～102省略			97～98省略		
103	多自然川づくりポイントブックⅡ 川の営力を活かした川づくり	リバーフロント整備センター		なし	

長崎県土木設計（測量、調査）業務共通仕様書 改訂箇所一覧表 【改訂27.4.1】

頁	改訂後		改訂前		摘要
104	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画技術基準；解説	リバーフロント整備センター	なし		
[3] 道路関係		[3] 道路関係			
1～5省略		1～5省略			
6	全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス） 一般交通量調査実施要領 交通調査編（国土交通省）	国土交通省	6 全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査（調査編）	国土交通省	
7～11省略		7～11省略			
12	自転車利用環境整備のための キーポイント	日本道路協会	なし		
13～72省略		12～71省略			
73	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説 平成20年改訂版	日本道路協会	72 道路トンネル技術基準（換気編）・同解説（改訂版） 平成20年改訂版	日本道路協会	
74～103省略		73～102省略			
104	道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日本道路協会	なし		
105～134省略		103～132省略			
135	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	なし		
136	道路管理施設等設計指針（案）・道ル管理施設等設計要領（案）	日本建設機械化協会	なし		

頁	改訂後	改訂前	摘要
	<p style="text-align: center;">〔4〕電気・機械・設備等</p>	<p style="text-align: center;">〔4〕電気・機械・設備等</p>	
	改訂無し	改訂無し	
<p>設-121～ 設-254</p>	<p>第4編 砂防及び地すべり対策編 仕様書内の文言の変更 堰堤</p> <p>第6編 道路編 第2章 交通現況調査 第2節 交通量調査 第6203条 単路部交通量調査</p> <p>(3) 交通量調査 受注者は、監督職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督職員の指示によるものとする。 また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p>	<p>第4編 砂防及び地すべり対策編 仕様書内の文言の変更 えん堤</p> <p>第6編 道路編 第2章 交通現況調査 第2節 交通量調査 第6203条 単路部交通量調査</p> <p>(3) 交通量調査 受注者は、監督職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督職員の指示によるものとする。 また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路交通調査実施要綱一般交通量調査（調査編）」（国土交通省）に準ずるものとする。</p>	

頁	改訂後	改訂前	摘要
測-3	<p>測量業務共通仕様書 第1編 総則 第1章 総則 第11010条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、以下の4、5のいずれかの方法により、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>4. 受注者は、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、受注・変更・完了時に業務実績情報について、受注時は契約後、閉庁日除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、登録機関に登録申請しなければならない。 （参照：H21.8.3付21建企第281号 コリンズ・テクリスの登録システムの運用について）</p>	<p>測量業務共通仕様書 第1編 総則 第1章 総則 第11010条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	

頁	改訂後	改訂前	摘要
測-8	<p>第11030条 守秘義務</p> <p>5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。</p>	<p>第11030条 守秘義務</p> <p>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。</p>	
測-24	<p>様式-3の改訂</p>		

頁	改訂後	改訂前	摘要
地-3	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第30109条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、以下の4、5のいずれかの方法により、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>4. 受注者は、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、受注・変更・完了時に業務実績情報について、受注時は契約後、閉庁日除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>（参照：H21.8.3付21建企第281号 コリNZ・テクリスの登録システムの運用について）</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第30109条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	

頁	改訂後	改訂前	摘要
地-8	<p>第30129条 守秘義務</p> <p>5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。</p>	<p>第30129条 守秘義務</p> <p>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。</p>	